



医療 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(134)

◆第三者行為でけがや病気をしたときは国保係に届け出を！

交通事故などの第三者行為にあったときは、国保でお医者さんにかかることができますが、国保への届け出が必要です。必ず国保係窓口へ届け出をしてください。

このような事が第三者行為になります。



交通事故に
あった

傷害事件に
巻き込まれた



他人の飼い犬
にかまれた

飲食店で食中
毒にかかった



注意

上記に該当しても、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。示談前に必ず国保にご相談ください。

■届け出が必要な理由は？

届け出がされないと、本来加害者が負担する分を国保が負担することになります。届け出が遅れた場合も、国保から加害者への請求が遅れ、国保の医療費などを回収できない可能性が高まります。

いずれの場合も国保の負担が増し、**国保加入者の保険税の負担増加にもつながります。第三者行為にあったときは必ず届け出をしてください。**

必要な書類

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 第三者の同意書
- 事故証明書（交通事故の場合）
- マイナンバーカード
- 保険証
- 印鑑